

第3 アクションリサーチの最終報告

ワーキンググループは、第2のとおりアクションリサーチをおこなった結果、多世代交流の小さな拠点（まちの縁側）の整備に向けて、次のとおり最終報告する。

第3-1 「まちの縁側」の定義について -「小さな拠点」と「より小さな居場所」-

「まちの縁側」という用語の定義

ワーキンググループは、本協働事業における「まちの縁側」という用語について、次のように定義する。

「まちの縁側」とは、対象を限定せず、こどもから高齢者まで市民がいつでも気軽に集い、ゆるやかに出会いかわり合うことのできる場であり、集いの場としての機能だけでなく、元気高齢者等の活躍の場や、福祉的な課題に市民の支え合いを通して取り組む等、多機能混在な小さなコミュニティである。

「まちの縁側」を構成する4つの要素

「まちの縁側」と呼びうる場には以下の4つの要素があり、以下のすべてを満たすことにおいて「まちの縁側」と呼ぶこととする。

- ① 年代や属性を問わず誰でも利用できること。
- ② 金銭を対価とせずあるいはごく低額で利用できること。
- ③ 目的外の来訪者にも積極的に開放された場であること。
- ④ 来訪者にかかわる「人」が存在すること。

*上記4つの要素を満たす場であれば屋内・屋外を問わない⁴

上記の要素を見していくと、①のみを満たす場としては、商店や飲食店、商業施設など幅広く考えることができる。①②を満たす場としては、図書館や公民館、地域センターなどの公共施設が挙げられるだろう。ただしそれらは主に図書館であれば図書の利用、公民館や地域センターであればサークル活動での施設利用など、特定の目的のために利用される場であり、①②③を満たす場としては、公園や公共施設のフリースペースなどに限られるのが実情であるといえる。

さらに、フリースペースや公園には一般的に来訪者をつなぐ人材は配置されていない

⁴ 「まちの縁側」の要素①～④に加えて、人と人とをつなぐ「コンテンツ」（特定のテーマやイベントなど）も場づくりの重要な要素ではあるが、あくまでも付加的な要素と考えて、ここでは「まちの縁側」の基本的な構成要素には加えない。

いため、④までのすべてを満たす「まちの縁側」と呼べる場となると狛江市内では非常に限られ、元和泉の「よしこさん家」や西野川の「野川のえんがわ こまち」、西河原公園の「狛江プレーパーク」など数か所のみというのが現状である。

生活上の様々なサービスが機能的に分化した現代社会においては、目的なく誰もが無料でふらりと利用できる空間が限られることは必然である。それでもなお「まちの縁側」としてそのような空間を整備しようとする試みは、効率的に機能分化した現代の地域社会に新しいカタチで余白をつくりだそうとする取り組みであるともいえる。

「まちの縁側」づくりの2つのアプローチ

しかし、地域に「まちの縁側」を増やしていくことは決して難しいことではない。

「まちの縁側」をつくるには、主に以下の2つのアプローチがある。

1. 「まちの縁側」の要素①から④までの要素を既に1つないし2つあるいは3つ備えている場に、足らない要素を付加する。
2. 地域において空き家や空き店舗等活用されていないが集いの場となりうる空間を「まちの縁側」の要素①から④を満たした場として開放する。

1.のアプローチでは、たとえば、「まちの縁側」の要素①②③を備えている「公園」に④の要素となる来訪者にかかる「人」を配置することが考えられる。プレーパークのように公園にプレーワーカーが配置されるような空間が理想的かもしれないが、公園という場を使って定期的にこどもから高齢者まで誰でも参加できる体操教室を開催⁵したり、河川敷の公園に屋外型の移動図書室を設置して人が集うしきを講じるなどの小さな工夫でも「まちの縁側」としての空間をつくりうるだろう。

あるいは、要素①しか備えていない飲食店であっても、営業時間外に店舗空間を無料で開放し（要素②）、普段飲食のため訪れる客層以外にも広く場を開き（要素③）、やって来た人をつなぐ人材を配置する（要素④）ことで「まちの縁側」としての空間づくりをおこなうことも考えられる⁶。

とりわけ、「まちの縁側」にとって要素④の「来訪者にかかる『人』が存在すること」は重要なポイントとなる。人が居心地の良さを感じ「居場所」と感じられる場は、【場×人】の組み合わせによって成立するといえる。同じ空間であっても、その場をつくる人が異なれば場の雰囲気は大きく変わるだろう。「まちの縁側」の多様性を担保するのは「場」の多様性だけでなく、その場をつくる「人」の多様性もある。

⁵ 第1回住民懇談会（6/20開催）では、コロナ禍でそれまで地域センターで開催していた高齢者の体操教室を前原公園で開催したところ多世代の参加と交流が生じたとの事例が寄せられた。

⁶ 狛江市内においては市民グループ comaecolor が平成30年から令和元年にかけて「狛江未来酒場」と称して飲食店と連携し営業外の時間に地域住民が集い語らうことのできる場を開いていた。

多様な人が「まちの縁側」づくりに参入しやすい環境を整えること、こうした活動の芽を広く育んでいくことも「まちの縁側」を増やしていくうえで重要な課題である。

2.のアプローチでは、空き家や空き店舗等現在は活用されていない空間を利用するため、自由度の高い空間活用が可能となり、「まちの縁側」としての利活用を志向すれば要素①②③は前提条件として場を開放することができ、その場を運営する人材の配置（要素④）さえできれば「まちの縁側」となりうる。

ただし、都市部においては空き家等の未活用空間は少ないと、利用されていない空間を運営するためには外部から人材を配置する必要があるという課題がある。そこで、2.のアプローチでは、現在は特定の利用者のみを対象としている空間を部分的にでも誰でも利用できる場として開放するというアプローチも含まれることとなる。個人宅の一部を地域に開放する「住み開き」と呼ばれる試みや、高齢者施設のフリースペースや利用者がいない時間帯を地域に開放する試み等がその好例であろう⁷。

「まちの縁側」の要素	対象となる空間	それぞれの場において「まちの縁側」としての要素を充足するための工夫
④来訪者にかかる 「人」が存在する	よしこさん家 狛江プレーパーク	「まちの縁側」の4つの要素を満たしている場と呼べる
③目的外の来訪者にも 積極的に開放されている	公園・河川敷等 公共施設の フリースペース等	・訪れる人にかかる「人」を配置する。 ・イベント等訪れる人をつなぐ「しきけ」をつくる。
②金銭を対価とせず あるいはごく低額で 利用できる	寺院・銭湯等 図書館・公民館等 団地の集会所等	・「図書館で本を借りる」「寺院にお参りする」「銭湯で入浴する」等その施設を利用する本来の目的がなくとも多様な人が集うことのできる自由な空間開放や目的外利用でのイベントを開催する。
①年代や属性を問わず 誰でも利用できる	カフェ・レストラン等 商店(小売店等) 商業施設(スーパー等)	・店舗の営業時間内に無料で利用できるフリースペースを設置する。 ・店舗の営業時間外に無料で場を利用でき地域の人々がつながることのできるイベントを開催する。
⑤要素にあてはまらない	空き家・空き店舗 個人宅 学校・デイケア	・現在は利用されていない空間を地域に開放する。 ・個人宅の一部を地域に開放する(「住み開き」)。 ・特定の利用者がいる空間の一部を地域に開放する。

図1 各空間が「まちの縁側」としての要素を充足する工夫

⁷ 狛江市内においては西野川にある高齢者のデイサービス「つむぎ狛江」で、利用者が帰宅した後の時間を利用し、ボランティアが運営し多世代が利用できる地域食堂を令和元年に開催していた。

「まちの縁側」となりうる場の類型

このように「まちの縁側」をかたちづくる要素を把握し、その設置のためのアプローチを上記のように理解するならば、「まちの縁側」となりうる空間は地域に多様に点在することがわかる⁸。具体的には、次の図2のように整理できる。

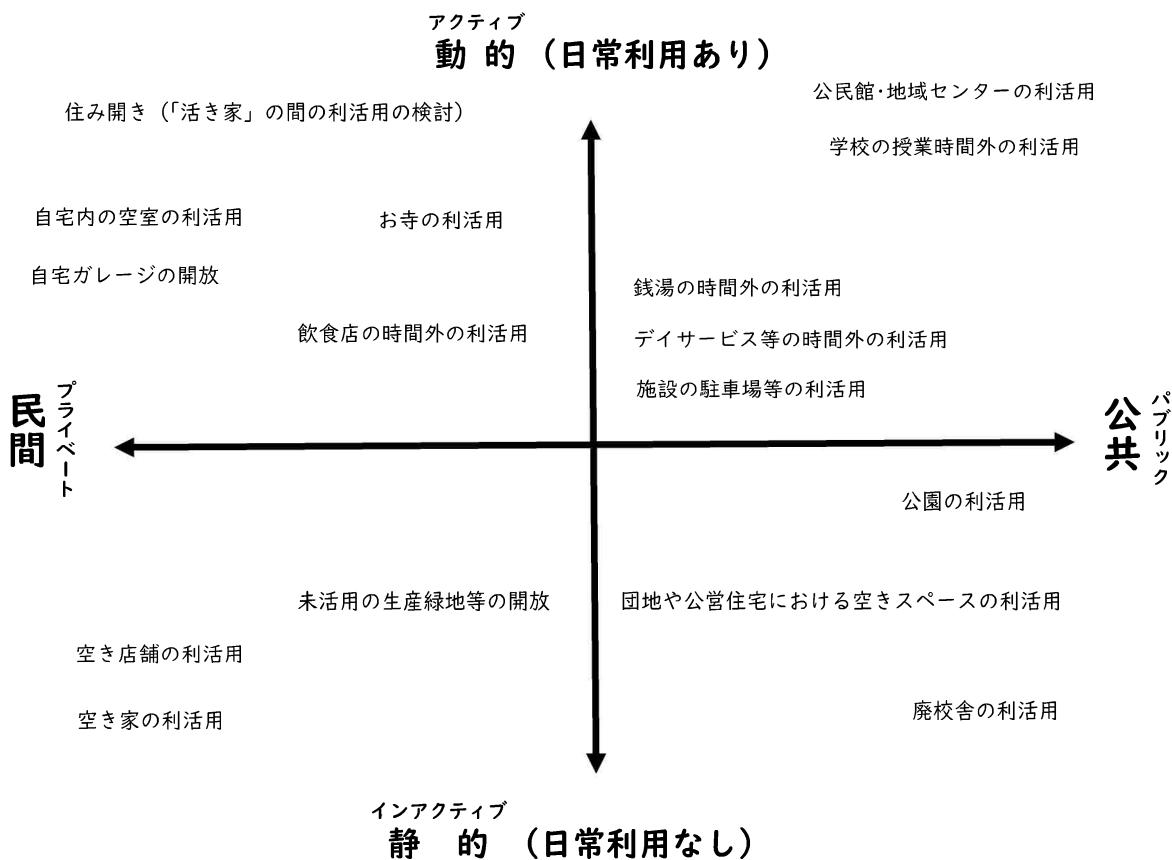


図2 「まちの縁側」となりうる場の類型

右上の第一象限に入るのが、「公共性が高く、日常的に活用されている空間」である。公民館や地域センター、学校等の公共施設の他、銭湯やデイサービス、老人ホーム（駐車場などの屋外空間を含む）等民間の施設だが公共性の高い場も含む。

⁸ たとえば長野市ボランティアセンターでは「ヒト・モノ・コトがゆるやかに行き交う『地域共生の場』=『まちの縁側』」として、平成19年より「まちの縁側推進プロジェクト」に取り組んでおり、そこでは①「商店の縁側的要素の発見・見直し」②「我が家家の縁側発見・見直し」③「公共の場の縁側的発想での活用」④「鎮守の森の活用、伝統文化を活かした縁側づくり」⑤「思いにこだわるベンチでまちの縁側づくり」の5点が提案されている。

左上の第二象限に入るのが、「民間あるいは私的側面が強く、日常的に活用されている空間」である。自宅（庭やガレージなど屋外空間を含む）の開放、飲食店等の時間外の利活用、寺社等のより積極的な開放が考えられる。

左下の第三象限に入るのが、「民間あるいは私的側面が強く、現在は活用されていない空間」である。空き家や空き店舗等の遊休家屋の他、活用されていない生産緑地等の屋外空間も「まちの縁側」としての可能性を秘めているだろう。

右下の第四象限に入るのが、「公共性が高く、現在は活用されていない空間」である。公営住宅等における活用されていない空間や、部分的であっても廃校舎の活用、普段は利用頻度の低い公園の利活用等が考えられる。

「まちの縁側」における「小さな拠点」と「より小さな居場所」

このように、地域に「まちの縁側」と呼べる空間を増やしていくためには、民間の店舗や事業所、公園、個人宅、公民館や地域センター等の公共施設、そして現在は活用されていない空き家や空き店舗等、対象となる社会資源を幅広くとらえる必要があることがわかる。そして、その実際の運営にあたっては、場の常設性という観点から以下の2つの類型に分けることができる。

A. 小さな拠点

- ・多世代の集いの場としての開放を主目的とした空間
- ・常設の場を持ち、概ね週の半分以上なんらかの利用がされている

B. より小さな居場所

- ・住居や店舗、公共施設等、主たる機能を別に有する場が、その空間の一部または時間の一部を多世代の集いの場として開放する空間
- ・常設の場を持たない場合もあり、場の開催の頻度は問わない⁹

現在泊江市内で「小さな拠点」と呼べる場は元和泉の「よしこさん家」と西野川の「野川のえんがわ こまち」であり、泊江市第4次地域福祉計画においてこまえエリアでの設置が計画されている「多世代・多機能型交流拠点」も「小さな拠点」に分

⁹ ただし市民の居場所としての定常性を考慮すると、概ね月に1回以上「まちの縁側」として場が開放されることを想定する。「市民意識調査」においても、地域福祉が充実するための市民参加の推進に必要なこととして「多様な人が参加できる地域イベントの開催」(33.8%)よりも「地域住民が気軽に参画し、利用できる居場所づくり」(50.8%)と答える人が多く、気軽に利用できる場の「常設性」は多くの市民が求めるものであるともいえる。

類されるものであるといえる¹⁰。

同時に、「まちの縁側」の整備が市民のゆるやかなつながりと支え合いを実現するためのものであることを思い起こすならば、多世代の集いの場としての開放を主目的とした「小さな拠点」のみならず、官民を問わず市内の多様なアクターの参画において様々な空間がその一部に多世代交流の場としての機能を有することが望ましい。そうした「より小さな居場所」と前述の「小さな拠点」の相補関係において、市内における「まちの縁側」の網の目が細やかに整備されると考えられる。

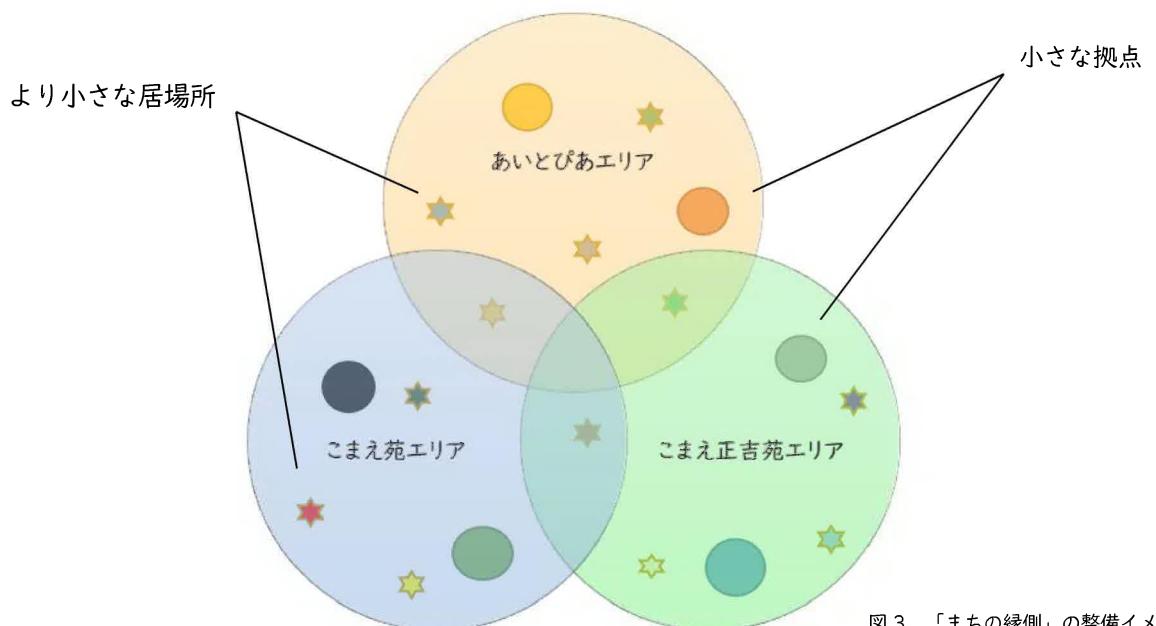


図3 「まちの縁側」の整備イメージ

以下では、「小さな拠点」と「より小さな居場所」の整備に関し、それぞれの及び共通する課題について、提言をおこなう。

第3-2 「小さな拠点」の整備についての提言

「小さな拠点」・「より小さな居場所」共に、整備に向けた段階的なステップは【「場と人材の発掘」→「立ち上げの支援」→「安定運営の支援」】であると考えられるが、場の常設性を旨とする「小さな拠点」は、まずその拠点たる場の選定に大きな

¹⁰ 長期的には「小さな拠点」は市内3圏域に1か所ずつでは少ないだろう。「小さな拠点」は場の広さの制約上必然的に一度に利用できる者の数が限られること、来訪者の多くは平日の日中帯を地域で過ごし移動手段が限られるこどもや高齢者であることを踏まえると、すべての市民の徒歩圏内に1か所ずつ（概ね各小学校区に1か所）の「小さな拠点」の整備が目指されるべきと考える。

ウェイトを有する。狛江市内、あるいは近隣自治体でも「空き家・空き店舗」を活用する事例が見られるが、物件を地域貢献に活用したいというオーナーの強い思いや、そうした思いを持つ運営団体にオーナーが厚意で貸し出すケースがほとんどである。既に空き家等になっている物件を所有するオーナーにアプローチする他、近く空き家になることが見込まれる物件の所有者に対してアウトリーチ的に相談に応じる体制の構築が求められる。また、老朽化した公共施設の「小さな拠点」としての再活用も行政と市民の協働で選択肢に加えられるべきだろう。

場の選定が実現した後は当然ながら立ち上げ支援の段階を経ることになるが、常設の場を維持するためには、その後の安定運営に向けた支援も大きなポイントになることが「小さな拠点」の整備フローの特徴である。物件のオーナーの固定資産税等の費用負担、運営団体が負担するランニングコストをどのように自治体・地域住民が援助できるかということが大きな課題のひとつとなる。

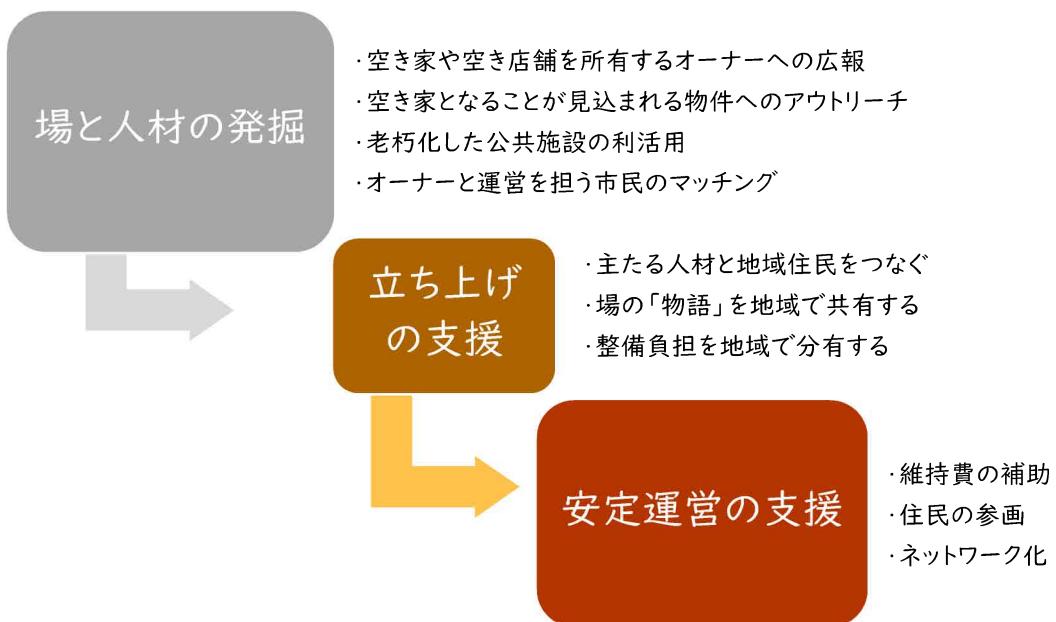


図4 「小さな拠点」の整備フロー

場と人材の発掘

「小さな拠点」は場の常設性を旨とするため、使用する空間は主たる用途として多世代の集いの場として利用できるものである必要があり、そのためには新設の場を用意することも考えられるが、広く市民が親しみやすい場づくりのためには、延藤（2013）が指摘するように「空き家・空き店舗・旧公共施設・空地など眠っているまちのタカラを活用」することが好ましい。

また、常設の場を運営するためにはそのための人材を確保する必要があるが、その

際には、即戦力となる専門職の配置や NPO による運営に頼るだけでなく、広く市民が場の運営に参画できる裾野を整えることが望ましい。一口に「小さな拠点」と言つてもその運営の形態には多様性が認められるべきであり、市民の自主的に運営する場から、ある程度行政が責任を持ち運営する場まで、場の多様性の確保のためにも地域内で複数のモデルが併存すると良いだろう。

(1) 「小さな拠点」となる場のオーナーへの広報

- ・空き家や空き店舗を所有するオーナーに「まちの縁側」としての活用を紹介する広報物の作成及び市内での掲示と個別の送付¹¹。
- ・空き家や空き店舗を所有するオーナーを対象とした「まちの縁側」としての活用を始めとする地域貢献活用事例の説明会の開催。
- ・所有者の高齢化等によって将来的に空き家となることが想定される物件のオーナーを対象に、物件の利活用を含めた空き家となる前の相談体制の構築¹²。
- ・「小さな拠点」となる場の「オーナー」は地方自治体である場合もありうる。老朽化した市の施設の廃止や改修が検討される際は、多世代の集いの場としての利活用が可能かどうかという視点を行政側が部署横断的に持つことも必要となる¹³。

(2) 「小さな拠点」の運営を担う市民を育成する

- ・関心ある市民を対象に市内及び近隣自治体で常設的な多世代の集いの場を運営する個人及び団体を講師とする「まちの縁側スタートアップ講座」の開催。
- ・市内で常設的な多世代の集いの場を運営する個人及び団体と市が連携して連絡会を構成し、関心のある市民の相談の受け皿を担う。

(3) 場のオーナーと運営を担う市民のマッチング制度を構築する

- ・市民活動支援センター等が相談窓口となり、空き家や空き店舗等の物件を地域で活用してもらいたいオーナーと、そうした場を運営したい市民活動団体双方の登録制度を整備し、適切にマッチングをおこなう。

¹¹ たとえば世田谷区では空き家等を所有するオーナー向けに地域のための活用を促し支援策と活用事例を掲載したパンフレットを作成している。

<https://www.setagayatm.or.jp/trust/support/akiya/mado.html> (令和4年5月17日確認)

¹² たとえば立川市の「株式会社こたつ生活介護」は「民間空き家対策東京モデル支援事業」として、空き家になる前に所有者から物件の利活用についての相談に応じる「活き家登録推進事業」に取り組んでいる。

<https://www.kotatsu.co.jp/ikiya> (令和4年5月17日確認)

¹³ たとえば大田区の「こらぼ大森」は統廃合によって閉校となった小学校の旧校舎を活用し、区民のためのコミュニティースペースを含む複合施設として運営されている。

<https://collabo-ohmori.com/> (令和4年5月17日確認)

場の立ち上げにあたって

「小さな拠点」の立ち上げにあたっては、その初期段階から運営への地域住民の主体的な参画をどのように得ることができるかということが、地域に根差した居場所としての安定的な運営への鍵となる。同時に、「空き家・空き店舗・旧公共施設・空地など眠っているまちのタカラ」を活用する場合、内部の不要な荷物等の撤去、物件の耐震改修、外装・内装のリフォームやクリーニング、配管・配電設備等の修繕、危険ブロック塀の撤去や来訪者の駐輪スペースの整備等の外構工事、バリアフリー化の実現等、多世代の集いの場として開くための個々の物件に応じた改修が必ず必要となる。その整備に関する金銭的な負担を地域（オーナー・運営団体及び地域住民・行政）でどのように分有するかということが大きな課題となるだろう。

(1) 立ち上げの主たる人材と地域住民をつなぐ

- ・立ち上げの主たる人材がオーナー個人あるいは市民活動団体や法人等であった場合でも、その計画を初期の段階から広く地域住民と共有し、運営を中心的に担う個人や団体と地域住民とが共につくる場として意見を出し合う機会を継続的に設定する¹⁴。

(2) 「小さな拠点」となる場の「物語」を地域で共有する

- ・「小さな拠点」となる場は、空き家や空き店舗等現在は活用されていない空間の利活用で実現することが多いが、そうした物件は当然最初から空き家や空き店舗であったわけではない。その場に住んでいた人や商いを営んでいた人がどのような人物だったか、その物件が地域コミュニティにとってどのような存在であったか、「小さな拠点」となる場の「物語」を地域で共有することが、地域住民の親しみを育み、その場を大切に継承してゆく起点となる。

(3) 場の立ち上げに必要な整備負担を地域で分有する

- ・空き家や空き店舗等の「小さな拠点」としての利活用に際して、泊江市の「木造住宅耐震助成」や「ブロック塀等安全対策促進事業補助金」、あるいは「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金」や「市民公益活動事業補助金」等、既存の助成制度を漏れなく活用できるよう、管轄部署が異なる助成制度をパッケージ化し、わかりやすくとりまとめる。
- ・地域密着型の少額からのクラウドファンディング等の活用により地域住民が場の立ち上げに際し無理なく寄付をしやすい方法を採用すると共に、軽微なリフォームについては DIY による住民参加のワークショップ形式でおこなったり、専門性を有する地域住民が協力しやすい環境を整える。

¹⁴ 地域住民との意見交換の場の設定にあたっては「住民説明会」のような実施計画を一方向的に説明する場ではなく、初期の段階から現地の見学会や懇談会を複数回に分けて開催し、地域住民と共に場づくりを進めるための意見交換の場を継続的に設定することが望ましい。

場の安定的な運営にあたって

常設を旨とする「小さな拠点」を地域の居場所として安定的に運営し続けるには、運営を中心で担う人材を地域で継続的に支える必要がある。また、物件のオーナーにとっては固定資産税・都市計画税等、運営団体にとっては賃借料や水光熱費等のランニングコストが場の安定的な運営にあたって継続的な負担となることから、こうした運営を担う人材の人件費や場の維持費をオーナー・運営団体及び地域住民・行政で負担し合う必要がある。

また、集いの場が立ち上げから時間が経過し運営の定期に入ると、継続的に場を利用する市民がある程度特定されてくるだろう。そのときに、地域の誰もが気軽に訪れることのできる場として常に風通しの良さを確保し続けることも課題となる。

(1) 運営を中心的に担う人材の経済的な負担を地域で分有する

- ・「小さな拠点」として空き家や空き店舗等の常設の場を運営する場合、一定の面積が必要となり、物件のオーナーの固定資産税・都市計画税等の負担¹⁵、運営者の賃借料や光熱水費等のランニングコストの負担が継続的に生じる。
また、常設に近いかたちで週数日の開所がなされる場合、運営を中心的に担うスタッフの負担は大きく、経済面での援助が必要となる場合もある¹⁶。
- ・「小さな拠点」は地域住民が日常的に利用し主体的に運営に参画する場であり、その費用負担についても寄付金や会費等について地域住民においても分有される仕組み¹⁷を構築すると共に、市民公益活動としての「小さな拠点」を支える自治体による補助の仕組みも検討される必要がある。
- ・自治体の補助においては、前述のように既存の補助制度（前記の制度に加えて「地域福祉推進事業補助金」等を含む）を活用しやすくパッケージとしてとりまとめると共に、特に「小さな拠点」のどの現場でも共通する家賃、光

¹⁵ 特にこれまで住宅用地として固定資産税を課されていた空き家等が集いの場として利活用されることで非住宅用地とみなされ軽減措置が適用されなくなる場合、オーナーの負担及びそれに伴う運営団体の賃借料負担は大きくなると考えられる。物件個々の固定資産税・都市計画税額に相当する家賃補助、あるいは「柏江市固定資産税・都市計画税の減免取扱基準」第3条における「公益减免」の柔軟な適用等、固定資産税等に係る費用負担について行政側の援助が求められる。

¹⁶ 運営を担う人材の経済的な援助については、官民を問わず補助金や助成金の多くが「人件費」を適用外あるいは補助率の上限を定めているという課題もある。使途の透明性を確保したうえで、運営を担うスタッフの入件費についても、市民の支え合いサービスの提供に対する謝金として妥当とみなされる額（たとえば笑顔サービスの800円/時間またはファミリーサポートの700円/時間程度）については人件費として計上できる補助制度等も検討されるべきであろう。

¹⁷ 本報告において「まちの縁側」の構成要素②として「金銭を対価とせずあるいはごく低額で利用できる場であること」を掲げているが、それは来訪者を経済事情で縫引きしないという意味合いであって、金銭的な援助に積極的な市民が場の利用負担をおこなうことを制限するものではない。実際、「小さな拠点」の多くでは募金箱（カンパ箱）を常設し、利用のたびに任意の額を寄付していく来訪者も少なくない。

熱水費等の継続的な負担について補助の対象期間を限定しない自治体独自の補助制度を検討する必要があると考えられる。

(2) 地域住民が「小さな拠点」の運営に携わったり、あるいは「サポートーズ」として主体的に運営を支える体制を構築する

- ・「小さな拠点」の運営にあたっては、日常的に利用する地域住民が、中心的に運営を担ったり、あるいは運営の補助にあたったりすることをとおして、ただ場を利用するだけでなく、支え合いの関係性の輪に加わることができる仕組みを構築することが求められる。場の運営を中心的に担うスタッフにおいては、「まちの縁側」における「小さな拠点」は一方的にサービスを提供する場ではなく、地域住民の誰もが利用者として尊重されると同時に場の運営についても責任の一端を担う関係性の場であることを自覚する必要がある。
- ・「小さな拠点」の運営にあたっては、地域住民の誰もが気軽に運営に参画できるよう、運営を中心的に担うスタッフのみならず地域の多世代に開かれた運営会議や意見交換会が定期的に開催されることが望ましい。

(3) 「小さな拠点」を運営する個人・団体によるネットワークを構築する

- ・「小さな拠点」を運営する個人や団体がネットワークを構築することは、日常的な情報共有の場という意味合いと共に、多様な「まちの縁側」の実態や運営の工夫を定期的に共有することで、運営体制や来訪者の層が硬直化しがちな運営の安定期において、運営する人材にとって新しい風を吹き込むと同時に、他の運営者からのゆるやかな評価のまなざしを導入する契機ともなる。また、それぞれの「小さな拠点」において困難を抱える市民とつながった際に必要な相談機関につなぐための連携の場ともなるだろう。市内の「小さな拠点」の運営者と地域住民（サポートーズ）の代表者、市職員やコミュニティソーシャルワーカー、市民活動支援センター職員、地域包括支援センター職員等を構成員とする連絡会の構成が求められる（開催頻度は月に1度から隔月程度が想定される）。
- ・近隣自治体の「小さな拠点」の運営者や自治体職員とも定期的な情報交換をおこなうための広域的なネットワークの構築も必要であろう。

第3-3 「より小さな居場所」の整備についての提言

場の常設性が重視される「小さな拠点」と異なり、幅広い市民の創意工夫で多様な取り組みが期待される「より小さな居場所」では、場と人材の発掘は当然必要だが、場の安定的な運営の支援よりもまずは「立ち上げ期」において積極的な試行支援がおこなわれることが整備フローの要点となる。市民活動支援センター等の伴走的支援、既に活動する現場からのノウハウ提供、特定の場を持たなくとも試験的な活動ができ

る共有スペースの確保など、多様な市民の主体的な居場所づくりが積極的に後押しされる環境整備が求められている。

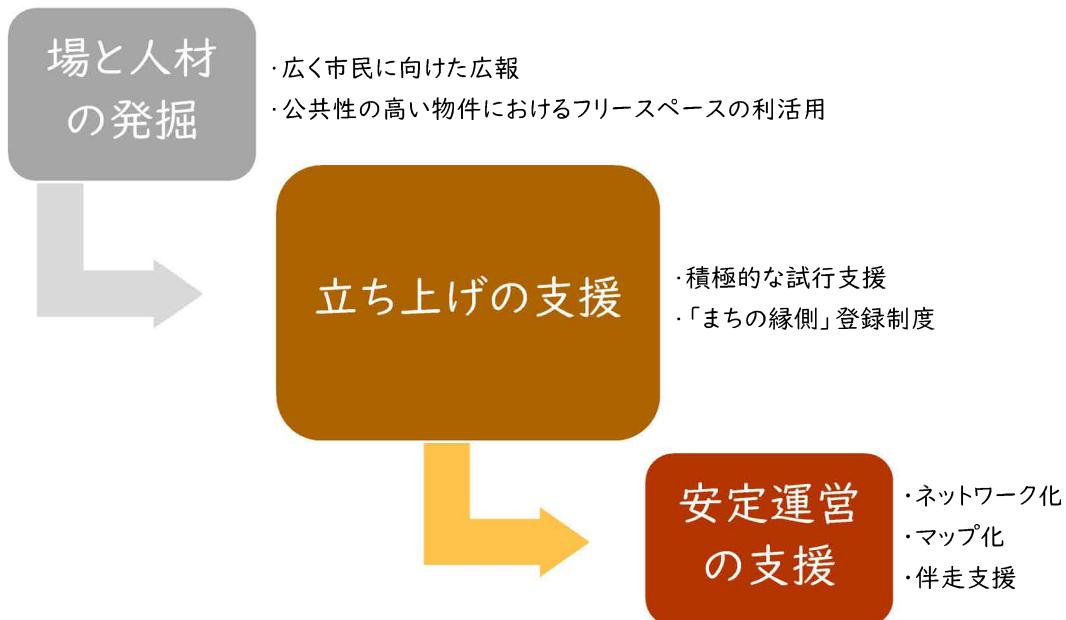


図5 「より小さな居場所」の整備フロー

場と人材の発掘

「まちの縁側」における「より小さな居場所」では、個人宅の一部を地域に開放する「住み開き」や、飲食店や商店、高齢者施設等の一部を地域に開放するかたち、より公共性の高い寺社や銭湯の一部を開放したり、あるいは公民館や地域センターのフリースペースをより気軽に利用できるよう環境整備するなど多様なアプローチが考えられる。まずは既存の事例を示しつつ広く市民に対して「まちの縁側」の試みを周知すると共に、様々な場を利活用しやすい環境を整える必要がある。

(1) 「より小さな居場所」となりうる場のオーナーへの広報

- ・下記のすべてにおいて既存の事例を示しつつ、地域に多世代が集う小さな居場所をつくることの意義やおもしろさについてリーフレット等で広報する¹⁸。
 - a. 広く市民に向け、個人宅の一部やガレージ等を活用した「住み開き」
 - b. 商工会等の協力も得ながら、飲食店や商店に向け、店舗の一角の開放や営業時間外の開放

¹⁸ たとえば長野市ボランティアセンターでは、「和気あいあいのまち再興—まちの縁側づくりの提案—」として街中の多様な空間が地域住民の集まる小さな居場所として活用できることを複数の事例と共に紹介するパンフレットを発行している。

<http://www.vnetnagano.or.jp/engawa/teigen/2010engawapanfu.pdf> (令和4年5月13日確認)

c. 公共性の高い施設として、寺社や銭湯に向け、物件の一角や営業時間外の地域への開放

d. 老人ホームやデイサービス等の社会福祉施設に向け、施設の一角や駐車場の空きスペースの開放、または営業時間外の地域への開放

e. 畑や生産緑地など屋外空間の開放

(2) 公共施設において、フリースペース等が、多様な市民の集いの場となり、あるいはそうした場づくりをおこなう市民の活動の場となるよう環境整備を見直す

・市民センターのフリースペースやロビー、市民ひろば、各地域センターのフリースペース等が、施設利用を目的としない者であっても多様な市民の憩いの場、集いの場となるよう、ベンチや小上がりの設置等の環境整備、来訪者がつながるきっかけをつくるイベントを市民が企画しやすい工夫等を講じる。

場の立ち上げにあたって

「まちの縁側」における「より小さな居場所」では、何よりもまず多様な市民が「気軽に」場をつくれること、そうした場が身近に存在することに市民が気づくことのできる工夫が大切である。市内の創業支援の一環として和泉多摩川にトライアルシェアキッチン「FORT MARKET 和泉多摩川」を開設したように、多様な市民活動のトライアルが可能な空間として市民活動支援センターのさらなる活用を推進すること、取り壊しが決まっている団地の一部や旧第四小学校のように活用されていない空間の一部を期間限定であっても試行支援の場として開放することなどが考えられる。

また、創意に満ちた様々な「小さな居場所」が市内に点在することを示す「まちの縁側マップ」を作成し、新しい居場所についても気軽に掲載ができる登録制度を整える。あるいは、店舗等のバリアフリー化に伴う「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金」の活用や、市民有志での小さな居場所づくりに必要な経費を「市民公益活動事業補助金」で補うことができるなど、「小さな拠点」と同様に利用できる助成制度をパッケージとしてわかりやすく示す等の工夫が可能であろう。

(1) 市民の主体的な小さな居場所づくりの活動が気軽に試行できるトライアルスペースを確保する

・市民活動支援センターの活用の促進、無料または安価で市民活動のために場を開放している空間の可視化と気軽に予約システムの構築、取り壊しが決まっている団地の一部や旧第四小学校のように活用されていない空間の一部を期間限定であっても市民活動の試行支援の場として開放することなどが考えられる。

(2) 市内における「まちの縁側マップ」を作成する

- ・「まちの縁側」における「より小さな居場所」と既に呼べるような事例¹⁹を「まちの縁側マップ」として可視化する。

(3) 「まちの縁側」登録制度を構築する

- ・新しく「まちの縁側マップ」に掲載を希望する場については、気軽に登録ができる簡易な登録制度を設ける。また、マップに掲載されている場が市民からわかりやすいよう、各店舗や施設に共通のポスターあるいはプレート等を交付し掲示してもらう。事務局は「小さな拠点」の連絡会が担うことが想定される。

(4) 財政的な補助制度についてパッケージ化する

- ・たとえば親しい隣人が協力して一人の自宅を地域に開く活動を始めようとするときには必要な備品について「市民公益活動事業補助金」が、店舗の一部を地域に開放しようとする商店がバリアフリー化を試みる際には「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金」が活用できる等、「小さな居場所」を始めるにあたって活用できる補助金等について、「小さな拠点」と同様に、「まちの縁側スタートアップのための助成一覧」等として部署横断的にわかりやすくパッケージ化する。

場の安定的な運営にあたって

「まちの縁側」における「より小さな居場所」は、場づくりの形態や開催の頻度についても多様性が尊重されるべきであり、運営者の事情により長期的な継続が困難であったとしても場づくりの気軽な挑戦が認められることが望ましい。その点において、場の安定的な運営よりも、新規参入と中止・休止の容易さのほうが重視されるべきであると考えられるが、希望する運営者にとっては場を安定的に続けられる環境整備が必要である。また、地域の中で様々な「小さな居場所」の立ち上げを促すためにも、先行事例に気軽に触れることができ、長く活動している市民の知見が集約されたゆるやかなネットワークの構築が必要であろう。

(1) 繼続的な情報共有の場を設定する

- ・「小さな拠点」の連絡会において「より小さな居場所」についても情報共有や課題の抽出をおこない、必要に応じて「より小さな居場所」を運営する

¹⁹ たとえば市内に複数あるこども食堂（その多くがこどもに限らず多世代が利用できる共生食堂として活動している）、営業時間外に地域の多様な人々が集える企画をおこなっている飲食店、買い物をしない近隣住民にとっても散歩の途中で気軽に立ち寄る居場所となっている商店、誰でも参加できる催しを開催している寺社、人々が集い交流の場となっている公園のベンチ、施設の一部を地域の会食会に開放している社会福祉施設等。ただし新型コロナウイルス感染症の流行以降、地域交流の企画や地域への開放を休止している場も多く、丁寧な把握が必要となる。

者の参加も可能とする。

(2) 場の運営者の交流を促進する

- ・「より小さな居場所」を運営する者の交流会を定期的に開催し、交流や情報交換の機会を設ける（開催頻度は年に1回程度が想定される）。

(3) 場の運営者の伴走的な支援体制を構築する

- ・市民活動支援センター等において、小さな居場所づくりに取り組む市民を必要に応じて活動の安定期以降も伴走的に支援する。

第4 おわりに

「はじめに」で述べたように、そこに生きる人々の多様性こそが社会の豊かさである。それは、人口規模においても市の面積においても小さな泊江市であろうと例外ではない。世代や属性を超えて多様な人々がこのまちで生きている。「まちの縁側」とは、こうした多様な他者が誰も排除されることなくゆるやかに集いかかわり合うきっかけの場である。自分とは異質な他者と出会う契機を著しく失った現代社会において、「まちの縁側」は、生きるということの多様性に触れ、他者の存在をそっと感受することのできる、「地域共生社会」の最前線の現場ともいえる。

「共生社会」とは、決して「みんなで仲良く暮らしましょう」というお題目を唱えることによって実現するものではない。自分とは異なる他者の存在に困惑し葛藤し、それでもなお共にこのまちで生きようとそれぞれの自由を相互に承認し合う試行錯誤のプロセスの連続こそが「共生」の内実であろう。その試行錯誤のプロセスこそ、この社会をより住みやすく生きやすい場所につくり変え続けようとする動力に通ずるものであり、多様性こそが社会の豊かさであると言う所以もある。

「まちの縁側」の整備とは、市民が自らの手で、あるいは行政と手を取り合って、このまちを皆にとってより住み良く生きやすい場所にしようと試みる小さなまちづくりの実践でもあるといえる。本報告書においては、こうした実践を後押しするには不十分な点も多いが、「まちの縁側」という概念の提起、その構成要素の定義と整備に向けたアプローチを提示した。そして、「まちの縁側」は、「小さな拠点」と「より小さな居場所」に分類され、地域内においてそれらが相補的に網の目を構築することが必要であることを示し、両者の整備フローについて提言を試みた。

「第1-1 アクションリサーチの背景」の最後で触れたように、泊江市民の多くが地域における小さな居場所の必要性を感じながらも、それがどのようなものか具体的にイメージできずにいる。本協働事業が1年間をかけて試みた市民と市職員との協働のあり方、本報告書が提起する「まちの縁側」の整備に向けたプロセスが、わずかに水となり、泊江の中で小さな居場所が具体的なカタチとして増えていくことを心から願うと共に、本ワーキンググループのメンバーはそれぞれの現場でその実践の途を歩み続ける。

末筆ながら、本協働事業を通して住民懇談会・市民フォーラムにご参加いただいた多くの市民の方々、現場見学会にご対応いただいた実践者の方々に深く感謝申し上げる。

令和4年5月17日

「多世代交流の小さな拠点
(まちの縁側) の整備に向けた
アクションリサーチ」における
ワーキンググループ

議長 梶川 朋

メンバー 太田 美由紀

メンバー 大山 貴史

メンバー 繁平 光伯

メンバー 花岡 藍子

メンバー 松山 朋子

メンバー 矢成 光生

メンバー 山本 雅美

メンバー 岸 真

メンバー 佐藤 阿覽

メンバー 佐藤 葉月

メンバー 菅 亮太

メンバー 菅原 理奈

メンバー 高橋 ひかり

メンバー 野村 淳一郎